

「大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準」の改正について

■改正の趣旨

本府では「万博後の持続的な成長・発展」と「副首都・大阪の実現」に向けて、外国人人材を呼び込むための環境整備として、インターナショナルスクールの誘致を進めていくこととしています。

一方で、各種学校としてインターナショナルスクールを新たに設置する場合、現行の「大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準（以下「審査基準」という。）」のうち、特に「校地・校舎の自己所有要件」が大阪進出の障壁となっていることから、審査基準において、インターナショナルスクールを定義するとともに、一定の要件を満たすインターナショナルスクールの設置認可に関し、以下の要件緩和の改正を行います。

■おもな改正等の内容

「第2 各種学校の設置認可」に「3 資産等」として以下の内容を追加します。

(1) 対象となるインターナショナルスクールを以下の通り定義します。

→①学校法人が新たに設置する外国人学校

②概ね日本における幼稚園から高等学校までの就学年齢に相当する外国人児童・生徒を対象とする

③本国政府からの認定又は海外の認証機関からの認証を得ている等

(2) 校地校舎の自己所有要件を緩和し、一定条件のもとで民間借用を認めます。

→①賃借権設定の登記等で、20年以上の長期賃借が確実に認められる。

②賃借権設定時にその資産に担保が供せられていない。

③賃借する建物が学校用途に建築（改築）されたもの

(3) 一定の学校運営の実績等がある場合は、保有資産要件を緩和します。

以下の全てに該当する場合は、年間経常的経費の修業年限分の2分の1に相当する期間の資産を保有すること（複数の修業年限がある場合は、そのうち最長の終業年限とする）。

→①修業年限以上の学校運営の実績がある

②計画書において、修業年限分の授業料や入学金等の経常的収入で、修業年限分の経常的支出の均衡が保たれていることが確認できる

■今後のスケジュール（予定）

審査基準の改正案について、府民意見の募集（パブリックコメント）を実施したのち、改正案を取りまとめ、7月の私学審議会にて改正内容を報告。8月をめどに新たな審査基準を施行します。